○　財務省告示第315号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第6条第11項の規定に基づき、令和8年10月9日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和8年11月11日

財務大臣　片山　さつき

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（10年）（第383回） |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5 | 発行額 | 額面金額で17,507,750,000円 |
| 6 | 払込金額 | 17,185,607,400円 |
| 7 | 最低額面金額 | 50,000円 |
| 8 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9 | 発行日 | 令和8年10月9日 |
| 10 | 発行価格 | 額面金額100円につき98円16銭 |
| 11 | 利率 | 年2.7％ |
| 12 | 経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{111}{365}$ |
| 13 | 初期利子 | 令和8年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額 × $\frac{2.7}{100} \times \frac{1}{2}$ |
| 14 | 第2期以後の利子 | 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。 |
| 15 | 償還期限 | 令和18年6月20日 |
| 16 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17 | 元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18 | 払込期日 | 令和8年10月9日 |